栄養士法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

１．改正の趣旨

○　栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第２条第１項に規定する栄養士の養成施設については、栄養士養成施設指導要領（平成 13 年９月 21 日健発第 936 号）において、これまで夜間部の設置は認められていなかった。

○　少子高齢化、生産年齢人口の減少による労働力の不足等も今後ますます見込まれてくる中、栄養士の確保に向けて、より幅広い人材（特に社会人）が学びやすい環境を整備していく必要があることから、今般、「栄養・食生活に関する専門委員会」（令和８年７月 21 日開催）において、その具体的な方策として、夜間部の設置を認める方向性で制度改正を行うこととされた。

○　これを踏まえ、栄養士法施行規則（昭和 23 年厚生省令第２号）を改正し、養成施設の養成課程に係る規定を設ける等の改正を行う。

２．改正の概要

○　栄養士法施行規則第７条の２を新設し、

・養成施設における養成課程は昼間課程及び夜間課程とすること

・昼間課程及び夜間課程は、併せて設けることができること

を規定する。

○　栄養士法施行規則第８条を改正し、養成施設の指定を受けようとするときに設置者が提出する申請書の記載事項に、養成課程の別を追加する。

○　栄養士法施行規則第９条第 10 号を改正し、教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合を除き、同時に授業を行う学生又は生徒の数は、40 人以下であることを規定する。

○　栄養士法施行規則第 12 条を改正し、指定養成施設の設置者であって、栄養士法施行令（昭和 28 年政令第 231 号）第 11 条の規定による内容変更の承認を受けようとするものは、養成課程を変更しようとする場合は、変更しようとする年度の前年度の９月 30 日までに、変更の内容を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないことを規定する。

○　その他所要の改正を行う。

３．根拠条項

○　栄養士法施行令第 21 条

４．施行期日等

○　公 布 日：令和８年 12 月中旬（予定）

○　施行期日：公布日